

確認日 令和 年 月 日

【フラット35】中古住宅（安心R住宅）に関する確認書

株式会社カシワバラ・アシスト 御中

申込人（本人）（氏名） 実印

連帯債務者または連帯保証人（氏名） 実印

私（連帯債務者および連帯保証人を含みます。）は、【フラット35】の借入申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。
なお、この申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されても何ら異議ありません。

物件所在地（地名地番）	
-------------	--

下表の該当する項目にチェックを入れてください。

1 から3 までのいずれか1 つでも該当しない項目がある場合は、融資のご利用に当たって適合証明書が必要です（「中古マンションらくらくフラット35（※1）」に該当するマンションは除きます。）。

＜適合証明手続省略の対象住宅の確認表＞

番号	内容 確認欄	確認内容	確認方法	金融機関 記入欄
1	☐	安心R住宅調査報告書（※2）の「既存住宅売買瑕疵保険の検査基準への適合」欄の適合確認日（記載がない場合は適合証発行日）から1年以内の住宅であること。 （中古住宅の【フラット35】維持保全型の基準に適合）	・安心R住宅調査報告書（※2）により確認（*）	
2	☐	新築時に【フラット35】の融資を利用していること。 （中古住宅の【フラット35】S（金利Bプラン）「省エネルギー性」の基準に適合）	・新築時の【フラット35】の融資が【フラット35】（買取型）であった場合は、登記事項証明書により確認（*） ・新築時の【フラット35】の融資が【フラット35】（保証型）であった場合は、売主に確認（注） （注）この確認書を利用して借入申込みができる金融機関は売主が新築時に【フラット35】（保証型）を利用した金融機関に限られます。また、融資の条件の確認に当たって、当該金融機関が売主の受けた融資に係る情報（融資物件に関するものに限りします。）を利用することについて、売主の同意を得てください。	

（*）確認した書類の写しも併せて金融機関へご提出ください。

＜技術基準事項の確認表＞

番号	内容 確認欄	確認内容	確認方法	金融機関 記入欄
3	☐	新築時から増築または改築が行われていないこと。 （注）増築または改築が行われていない場合は左欄にチェックを入れてください。	・登記事項証明書により確認	

- ※1 「中古マンションらくらくフラット35」とは、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることについて、住宅金融支援機構があらかじめ確認した中古マンションで、「適合証明省略に関する申出書」を取扱金融機関に提出することにより、適合証明手続を省略できます。対象となる中古マンションの検索および「適合証明省略に関する申出書」の印刷方法については、フラット35サイト（www.flat35.com）をご確認ください。
- ※2 安心R住宅調査報告書とは、特定既存住宅情報提供事業者団体の会員企業である宅地建物取引業者（報告者）が、既存住宅について安心R住宅の基準に適合しているか調査し、その結果を記載した書面です。特定既存住宅情報提供事業者団体とは、特定既存住宅情報提供事業者団体登録規程（平成29年国土交通省告示第1013号）に基づき国土交通大臣の登録を受け、「安心R住宅」の標章の使用を許諾された団体をいいます。

▶ 詳しくは、「【フラット35】中古住宅（安心R住宅）に関する確認書の記載方法」をご覧ください。

（金融機関記入欄）

☐	安心R住宅であることを確認 → 【フラット35】維持保全型 適用
☐	【フラット35】利用住宅であることを確認 → 【フラット35】S（金利Bプラン）「省エネルギー性」適用

検査機関コード
9991